

# 探究的な学習の在り方に関する研究推進地域事業 実施要領

広島県教育委員会

## 1 趣旨

探究的な学習の充実に向け、小学校と中学校が連携して、PBL（プロジェクト型学習）の考え方を参考に、生活科及び総合的な学習の時間の単元を開発・実践し、その成果を検証、普及する。

## 2 事業の内容

中学校区 22 地域（中学校及び中学校区内の小中学校全て又は義務教育学校前期課程及び後期課程）を「探究的な学習の在り方に関する研究推進地域（以下、研究推進地域と記す）」に指定し、小学校と中学校の連携による、探究的な学習の質を高めるための生活科及び総合的な学習の時間の単元を開発・実践に取り組み、その成果を検証、普及する。

## 3 指定の期間

指定期間は、原則として、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

## 4 実施方法

### (1) 研究推進地域における各校の研究内容等

各研究推進地域は、研究推進協議会における研究推進計画等に基づき、具体的な研究課題を設定し、探究的な学習の充実に向け、小学校と中学校が連携して、PBL（プロジェクト型学習）の考え方を参考に、生活科及び総合的な学習の時間の単元を開発・実践するとともに、その研究成果を普及する。

なお、研究の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 中学校区として系統的に育成を目指す資質・能力を設定し、PBL（プロジェクト型学習）の考え方を参考に、生活科及び総合的な学習の時間の単元計画を開発・実践する。

イ 育成を目指す資質・能力を評価するためのルーブリックを開発する。

ウ 3年間の研究成果を域外に普及するためのリーフレットを作成する。

### (2) 研究推進リーダーの配置

各研究推進地域に研究推進リーダーを1名置く。研究推進リーダーは次のことを行う。

ア 研究推進地域の研究推進体制の確立を図り、研究を推進するとともに、市町教育委員会と連携し、研究推進協議会の企画・運営等に参画する。

イ その専門性を向上させるため、県教育委員会が主催する研究推進地域連絡協議会等に参加する。

### (3) 研究推進協議会

#### ア 設置

市町教育委員会は、研究の円滑な推進のため、各研究推進地域に研究推進協議会を置く。

#### イ 構成

研究推進協議会は、研究推進地域を構成する各学校の校長及び研究推進リーダー、研究担当教員（研究推進リーダーが配置されていない学校の担当教員）及び市町教育委員会関係職員等で構成する。

#### ウ 所掌

研究推進協議会は、当該研究推進地域内の学校が行う研究に対して、検証、研究協議等を行う。

#### エ 運営

市町教育委員会は、研究推進協議会を年間4回程度開催し、地域の実情や課題を踏まえた上で研究推進計画等を策定するとともに、協議内容、役割分担等を定める。また、原則として授業参観を併せて行うとともに、年間4回のうち、1回は生活科または総合的な学習の時間の研究授業を行う。

(5) 推進及び普及

ア この取組を推進し、成果を普及させるために、県教育委員会は、次のことを行うものとする。

(ア) 各研究推進地域の取組の推進，質の向上を目指した研究推進地域連絡協議会の実施

(イ) 各研究推進地域に対し，この取組の実施に必要な指導・助言

(ウ) 実施報告をまとめた集録の編集及び県内各市町への情報提供

イ この取組を推進し、成果を普及させるために、市町教育委員会は、次のことを行うものとする。

(ア) 県教育委員会が行うこの取組の推進及び成果の普及（上記ア）への協力

(イ) この取組による実践的な研究の成果と課題，研究推進計画等の検証及び当該市町内への普及

ウ この取組の成果を普及させるために、各研究推進地域は、次のことを行うものとする。

(ア) この取組による実践的な研究の成果について，普及方法を各研究推進地域で検討し普及

(イ) 県教育委員会が児童生徒，教職員及びその他関係者に対してアンケート等を行う際の協力

## 5 実施計画書等の提出

(1) 市町教育委員会は、別紙1により、実施計画書を作成し、県教育委員会が別に定める期限までに提出するものとする。

(2) 市町教育委員会は、別紙2により、実施報告書を取りまとめ、当該年度の末までに速やかに県教育委員会に提出するものとする。

(3) 実施報告書については、県教育委員会においてその集録を編集し、冊子及びインターネット、その他の媒体により公表することができるものとする。

## 6 その他

本実施要領に定めのない事項については、県教育委員会が別に定める。